福島市立小・中・特別支援学校　　保護者用

『学習者用タブレット（iPad）使用時の注意点』

令和３年４月６日
福島市教育委員会

１　学習者用タブレットの利用制限等について

(1)　学習者用タブレットは学習以外には使わないことになっています。ゲームや学習に関係のない動画視聴、ＳＮＳなどには使用しません（できないようにフィルタリングが設定されています)。

(2)　利用時間は、基本的には以下の時間としますが、ご家庭の実情に応じて約束を決めて使用させてください。

・基本的な使用時間　　小学生・・・午前８時から午後８時まで
　　中学生・・・午前８時から午後９時まで
・就寝する１時間前には使用をやめる
・長時間使用せず、３０分に一度は遠くの景色を見るなど、こまめに休憩をして目を休ませる

(3) 学習用タブレットのフィルタリング設定について

①　学習者用タブレットにインストールされているブラウザにはフィルタリングが設定されていますので、家庭のインターネット回線に接続しても、基本的にはＳＮＳや不適切なサイトへ接続することはできなくなっています。

②　教科書にあるＱＲコードを読み取って動画などを視聴するため、ＱＲコードを読み取るアプリケーションがインストールされており、ＱＲコードを読み取ると独自のブラウザで表示することになり、フィルタリングがかからない場合があります。ＱＲコードを読み取る以外で利用することは基本的にできませんが、**不適切なサイトにつながるＱＲコードの扱いに注意してください。**

※ブラウザ：パソコンやタブレットなどで、ウェブページを表示するためのアプリケーション

(4) 学習者用タブレットのパスコード設定について

①　学習者用タブレットには６桁の数字によるパスコードが設定されています。保護者と共有するよう学校から指導してありますので、必ずパスコードを確認してください。また、お子さんがパスコードを忘れたという場合には、学校に連絡してください。

２　学習用タブレットの破損・紛失・盗難時等の対応について

(1) 学習者用タブレットは保険に入っていますので、通常の使用による破損等は保証の対象となっています。

(2) 紛失・盗難等の場合も保証対象となりますが、紛失届を出すことが条件となります。

(3) 学校での使用、家庭での使用を問わず、故意による破損は保証の対象外とる場合があります。保険会社の調査が入り、保証対象外となった場合は修理等の費用を負担していただく場合もあります。特に、小さいお子さんがいる場合などは、保管場所や方法に気を付けてください。

(4) 破損・紛失・盗難があった場合はできるだけ早く学校に連絡してください。特に紛失や盗難の場合は、端末をロックし、内部の情報を保護する必要があります。

３　その他

(1) 間違って別な形のケーブルを差し込んでしまうなどのトラブルを避けるために、家庭での充電は行わないことにしています。長期間の休業等でバッテリーの充電が必要になった場合は、１度学校に戻して充電し、翌日に取りに行くようにしてください。

(2) 学校で示したルールだけでなく、保護者の方との約束を守れない場合は、教室以外での使用を禁止することを指導しています。約束が守れない場合は学校に相談してください。